

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧
第19条 第2項	2 市は、必要と認めるときは、前項に定める契約保証金の納付に代えて、 <u>堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第30条の2第6号の工事履行保証契約(契約不適合である場合において、当該目的物に係る契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)</u> の締結を求めることができる。	—
第19条 第3項	3 <u>第1項</u> の規定による契約保証金の納付は、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第30条第3項に規定する担保の提供をもって代えることができる。	2 <u>前項</u> の規定による契約保証金の納付は、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第30条第3項に規定する担保の提供をもって代えることができる。
第19条 第4項	4 市は、堺市契約規則第30条の2各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。	3 市は、堺市契約規則第30条の2各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
第91条 第3項	3 事業者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。	3 事業者は、契約の履行を理由として、 <u>第1項から第4項までの</u> 違約金を免れることができない。
第100条 第1項	市は、6か月以上前に相手方当事者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を解約することができる。	市は、6か月以上前に相手方当事者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を <u>上</u> 、解約することができる。
第120条 第1項	事業者は、本事業期間中、事業年度の最終日より3か月以内に財務書類(会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項にいう「計算書類」を指す。以下同じ。)を作成し、公認会計士又は <u>監査法人</u> の監査を受けた上でその監査報告書を添付して、市に提出しなければならない。なお、市は当該監査済の財務書類及び監査報告書を公開することができるものとする。	事業者は、本事業期間中、事業年度の最終日より3か月以内に財務書類(会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項にいう「計算書類」を指す。以下同じ。)を作成し、 <u>会計監査人(公認会計士又は監査法人に限る。)</u> の監査を受けた上でその監査報告書を添付して、市に提出しなければならない。なお、市は当該監査済の財務書類及び監査報告書を公開することができるものとする。
別紙1	維持管理業務関連 ■「維持管理・運営開始予定日」とは、令和7年 <u>4月</u> に属する日又は本契約に従い変更された場合には、その変更後の日をいう。	維持管理業務関連 ■「維持管理・運営開始予定日」とは、令和7年 <u>6月</u> に属する日又は本契約に従い変更された場合には、その変更後の日をいう。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧
別紙2	施設整備業務 セ その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務	施設整備業務 セ <u>解体工事業務</u> ソ その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務
別紙3	(1) 施設整備期間 令和5年1月～令和7年1月	(1) 施設整備期間 令和5年1月～令和7年3月
別紙3	(3) 維持管理・運営期間 令和7年4月～令和22年3月	(3) 維持管理・運営期間 令和7年6月～令和22年3月
別紙4-1	2. 支払いの算定方法及び支払額 (以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。) (3) サービス対価C ①固定料金部分 市は、サービス対価Cの固定料金部分は、四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を、維持管理・運営期間中に計60回支払う。	2. 支払いの算定方法及び支払額 (以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。) (3) サービス対価C ①固定料金部分 市は、サービス対価Cの固定料金部分は、四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を、維持管理・運営期間中に計60回支払う。 <u>(ただし、第1回支払いは年間の支払額の12分の1相当額とする。)</u>
別紙4-1	3. 変動料金換算基準 (2) 提供給食数等 ②提供対象者数及び提供給食数の保証 市は、維持管理・運営期間中の事業年度ごと (5月1日時点) の提供対象者数 (事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数) が <u>4,000人以上8,000人以下</u> とならない場合は、固定費と変動費の割合の見直し若しくはサービス対価Cの見直しについて協議を行う。	3. 変動料金換算基準 (2) 提供給食数等 ②提供対象者数及び提供給食数の保証 市は、維持管理・運営期間中の事業年度ごと (5月1日時点) の提供対象者数 (事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数) が <u>8,000人以上16,000人以下</u> とならない場合は、固定費と変動費の割合の見直し若しくはサービス対価Cの見直しについて協議を行う。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧
別紙4-1	<p>3. 変動料金換算基準</p> <p>(5) 変更給食数</p> <p>ただし、提供日の1稼働日前よりも相当程度前までに、市から事業者に当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更給食数の取扱い(カウントの方法)については、市と事業者で協議できるものとする。なお、予定給食数においては、<u>4,000食/日未満</u>の通知もできるものとする。</p>	<p>3. 変動料金換算基準</p> <p>(5) 変更給食数</p> <p>ただし、提供日の1稼働日前よりも相当程度前までに、市から事業者に当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更給食数の取扱い(カウントの方法)については、市と事業者で協議できるものとする。なお、予定給食数においては、<u>8,000食/日未満</u>の通知もできるものとする。</p>
別紙4-1	<p>5. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) サービス対価A</p> <p>イ</p> <p>また、サービス対価Aの改定の請求は、ウの規定により1000分の15を超える指数の変動が確認された日より、1か月以内かつ、本件施設の引渡しの3か月前までに書面により行わなければならない。</p>	<p>5. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) サービス対価A</p> <p>イ</p> <p>また、サービス対価Aの改定の請求は、ウの規定により<u>3か月継続して</u>1000分の15を超える指数の変動が確認された日より、1か月以内かつ、本件施設の引渡しの3か月前までに書面により行わなければならない。</p>
別紙4-1	<p>5. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) サービス対価A</p> <p>ウ</p> <p>なお、サービス対価Aの改定は、<u>入札日が属する月に確定している指数</u>と比較して本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が1000分の15を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価Aは以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>5. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) サービス対価A</p> <p>ウ</p> <p>なお、サービス対価Aの改定は、<u>本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値</u>と比較して本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が<u>3か月継続して</u>1000分の15を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価Aは以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧																																				
別紙4-1	<p>5. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) サービス対価A</p> <p>ウ</p> <p>また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。</p> <p style="text-align: center;">物価変動率 = $\alpha - 1$</p> <p style="text-align: center;">α : (改定の条件を満たす<u>指数</u>) / (<u>入札日が属する月に確定している指数</u>)</p>	<p>5. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) サービス対価A</p> <p>ウ</p> <p>また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。</p> <p style="text-align: center;">物価変動率 = $\alpha - 1$</p> <p style="text-align: center;">α : (改定の条件を満たす<u>3か月の指数の平均値</u>) / (<u>本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値</u>)</p>																																				
別紙4-2	<p>1. サービス対価A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 15%;">請求可能時期</th> <th style="width: 20%;">金額 (税抜)</th> <th style="width: 20%;">消費税相当額</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">令和7年2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計	1	令和7年2月				<p>1. サービス対価A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 15%;">請求可能時期</th> <th style="width: 20%;">金額 (税抜)</th> <th style="width: 20%;">消費税相当額</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">令和7年4月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計	1	令和7年4月																			
回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計																																		
1	令和7年2月																																					
回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計																																		
1	令和7年4月																																					
別紙4-2	<p>2. サービス対価B</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 15%;">請求可能時期</th> <th style="width: 20%;">金額 (税抜)</th> <th style="width: 20%;">消費税相当額</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">令和7年4月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計	1	令和7年4月				<p>2. サービス対価B</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 15%;">請求可能時期</th> <th style="width: 20%;">金額 (税抜)</th> <th style="width: 20%;">消費税相当額</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">令和7年6月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計	1	令和7年6月																			
回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計																																		
1	令和7年4月																																					
回数	請求可能時期	金額 (税抜)	消費税相当額	合計																																		
1	令和7年6月																																					
別紙4-2	<p>3. サービス対価C</p> <p>(1) サービス対価C (固定料金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 50%;">金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">サービス対価C (固定料金) (15年間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>電気代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>ガス代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>上下水道相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>その他 (①~③以外)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	金額 (税抜)		サービス対価C (固定料金) (15年間)		①	電気代相当額		②	ガス代相当額		③	上下水道相当額		④	その他 (①~③以外)		<p>3. サービス対価C</p> <p>(1) サービス対価C (固定料金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 50%;">金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">サービス対価C (固定料金) (14年10か月間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>電気代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>ガス代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>上下水道相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>その他 (①~③以外)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	金額 (税抜)		サービス対価C (固定料金) (14年10か月間)		①	電気代相当額		②	ガス代相当額		③	上下水道相当額		④	その他 (①~③以外)	
	項目	金額 (税抜)																																				
	サービス対価C (固定料金) (15年間)																																					
①	電気代相当額																																					
②	ガス代相当額																																					
③	上下水道相当額																																					
④	その他 (①~③以外)																																					
	項目	金額 (税抜)																																				
	サービス対価C (固定料金) (14年10か月間)																																					
①	電気代相当額																																					
②	ガス代相当額																																					
③	上下水道相当額																																					
④	その他 (①~③以外)																																					

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧																																				
別紙4-2	<p>3. サービス対価C (2) サービス対価C (変動料金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 30%;">金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">サービス対価C (固定料金) (15年間)</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>電気代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>ガス代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>上下水道相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>その他 (①～③以外)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	金額 (税抜)	サービス対価C (固定料金) (15年間)			①	電気代相当額		②	ガス代相当額		③	上下水道相当額		④	その他 (①～③以外)		<p>3. サービス対価C (2) サービス対価C (変動料金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 30%;">金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">サービス対価C (固定料金) (14年10か月間)</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>電気代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>ガス代相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>上下水道相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>その他 (①～③以外)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	金額 (税抜)	サービス対価C (固定料金) (14年10か月間)			①	電気代相当額		②	ガス代相当額		③	上下水道相当額		④	その他 (①～③以外)	
	項目	金額 (税抜)																																				
サービス対価C (固定料金) (15年間)																																						
①	電気代相当額																																					
②	ガス代相当額																																					
③	上下水道相当額																																					
④	その他 (①～③以外)																																					
	項目	金額 (税抜)																																				
サービス対価C (固定料金) (14年10か月間)																																						
①	電気代相当額																																					
②	ガス代相当額																																					
③	上下水道相当額																																					
④	その他 (①～③以外)																																					
別紙6	<p>1. 引渡し前に付す保険 (エ) 保険の期間 工事開始 (着工) 予定日を始期とし、本件施設の引渡日を終期とする。 <u>ただし、火災保険に関しては、本件施設の引渡日から1月後を終期とする。</u></p>	<p>1. 引渡し前に付す保険 (エ) 保険の期間 工事開始 (着工) 予定日を始期とし、本件施設の引渡日から1月後を終期とする。</p>																																				
別紙9	<p>3. 是正勧告に対する事業者の対応 事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内 (ただし、土日祝日を除く) に、当該不履行又は不完全履行 (要求水準の未達) の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書 (以下、「改善計画書」という。) を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。</p>	<p>3. 是正勧告に対する事業者の対応 事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行又は不完全履行 (要求水準の未達) の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書 (以下、「改善計画書」という。) を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。</p>																																				
別紙12 第1条	<p>保証書 (保証) 第1条</p>	<p>保証書 (保証) 第1条</p>																																				

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧
	保証人は、事業契約第56条に基づく事業者の市に対する債務及び第65条に基づく事業者の市に対する債務（以下これらを総称して「主債務」という。）を連帯して保証する。	保証人は、事業契約第55条に基づく事業者の市に対する債務及び第63条に基づく事業者の市に対する債務（以下これらを総称して「主債務」という。）を連帯して保証する。